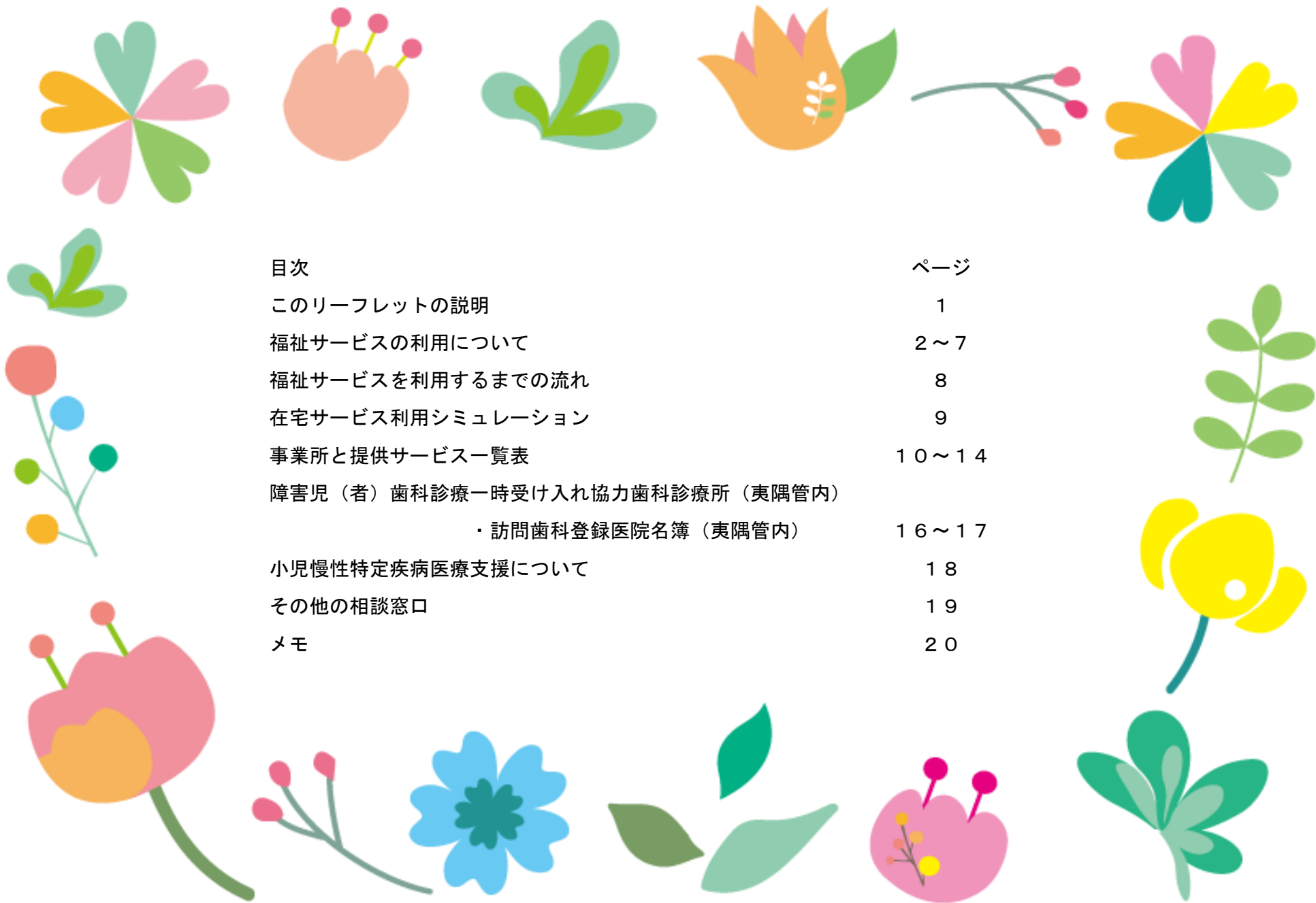


令和5年9月改訂

支援ガイドブック コスモス

Ver.6

夷隅地区自立支援協議会 児童支援部会



目次	ページ
このリーフレットの説明	1
福祉サービスの利用について	2～7
福祉サービスを利用するまでの流れ	8
在宅サービス利用シミュレーション	9
事業所と提供サービス一覧表	10～14
障害児（者）歯科診療一時受け入れ協力歯科診療所（夷隅管内）	
・訪問歯科登録医院名簿（夷隅管内）	16～17
小児慢性特定疾病医療支援について	18
その他の相談窓口	19
メモ	20

このリーフレットについて

- 夷隅圏域（いすみ市、勝浦市、御宿町、大多喜町）へ居住または通学する18歳未満の児童及び児童の保護者の方へ向け、福祉サービスの情報をまとめました。
- 児童が利用可能なサービス、学校卒業後に利用するサービスなど、障害がある方の地域での生活をより良くするために、このリーフレットをご利用いただければ幸いです。

サービスの利用の仕方

- 福祉サービスを提供できるのは、「指定障害福祉サービス事業所」（以下、事業所）です。
- サービスの種類や事業所によって、利用できる方の条件、日時、料金、サービスの内容は異なります。
- 「事業所と提供サービス」の表では、利用できる方の条件（☆、◇、○）を掲載していますが、あくまで目安ですので、事業所や障害児利用支援計画またはサービス利用計画（ケアプラン）の作成を依頼している相談支援員、居住地の障害福祉担当課に、利用が可能であるか確認や相談をしてください。
- 各サービスの内容については、「福祉サービスの利用について」に記載しています。

夷隅地区自立支援協議会、児童支援部会とは

- 夷隅地区自立支援協議会は、障害者・障害児が安心して生活できる地域社会を実現し、自立と社会参加の促進を図ることを目的として、いすみ市、勝浦市、御宿町、大多喜町の障害福祉関係者・機関が協働して、地域の課題や支援施策等について協議を行っている組織です。
- 児童支援部会は自立支援協議会の専門部会の1つです。障害児支援に関わる当事者・関係者が集まり、それぞれの立場から、児童の支援について意見を出し協議しています。

相談・申請窓口

○身体障害・知的障害・精神障害に関わる手帳や、各種サービスの申請などに関する相談・受付を行います。

市町	担当課	所在地	電話	FAX
いすみ市	福祉課	いすみ市大原7400-1	0470-62-1117	0470-63-1252
勝浦市	福祉課	勝浦市新官1343-1	0470-73-6619	0470-73-4283
大多喜町	健康福祉課	大多喜町大多喜93	0470-82-2168	0470-82-4461
御宿町	保健福祉課	御宿町須賀1522	0470-68-6716	0470-68-7182

身体障害者手帳

■対象者

視覚・聴覚・平衡・音声・言語・咀嚼・肢体不自由・心臓・腎臓・膀胱・直腸・小腸・肝臓・免疫機能障害のため、日常生活に著しく制限を受けている方

■内容

障害の程度により1から6級に区分されます。

療育手帳

■対象者

児童相談所または障害者相談センターにおいて、知的障害と判定された方

■内容

障害程度によってAからBの2に区分されます。

精神保健福祉手帳

■対象者

一定の精神障害の状態にある方（初診日から6ヶ月以上経過した方）

※てんかん、発達障害の方もこの手帳を取得できる場合があります。

■内容

障害程度によって1から3級に区分されます。

障害基礎年金

■対象者

20歳前（年金制度に加入していない期間）に発生した病気やケガによって、法令により定められた障害等級（1級、2級）による障害の状態にある時は、障害基礎年金が支給されます。ただし、障害や診断の状況など、受け取るための条件が設けられています。

■請求について

居住地の年金担当課に申請書類があります。お早めに（20歳の誕生日の2～3か月前くらいに）窓口へご相談ください。

20歳前の申請では、幼いころの生活の様子や、病院や保健センター等からの助言をふりかえることが必要となります。記録を取っておくことがとても有効です。

サポートファイルおひさま

■サポートファイルとは

- お子さんの成育歴やケアの仕方、支援の方法などを、乳幼児期から青年期に至るまで継続して記録・整理できるファイルです。
- ライフステージに応じた適切なアドバイスやサポートを受けることを目的としています。

■メリット

- 利用者やその家族が、各支援機関に対して、利用者にとって必要な支援の内容などを説明するときに役立ちます。
- 複数の機関を利用するときに、関係する機関同士が、共通の理解を持ちやすくなります。
- 障害基礎年金の申請をするときに、成育歴をふりかえる助けになります。

■問合せ先 ○夷隅地区特別支援連携協議会

いすみ市教育委員会	0470-62-3621
勝浦市教育委員会	0470-73-6664
大多喜町教育委員会	0470-82-3010
御宿町教育委員会	0470-68-2514
千葉県立夷隅特別支援学校	0470-86-4111



療育相談会

■対象者

未就学児

○夷隅圏域の各市町と夷隅特別支援学校では、相談会を行っています。

○申し込み、内容の詳細については、各市町の担当課にお問い合わせください。

	いすみ市	勝浦市	大多喜町	御宿町	夷隅特別支援学校
申し込み	0470-62-1117 福祉課 社会・障害福祉班	0470-73-6618 福祉課 子育て支援係	0470-82-2168 健康福祉課 保健予防係	0470-68-6717 保健福祉課 保健予防係	0470-86-4111 夷隅特別支援学校
相談会の名称	こあらくらぶ	ぐんぐん	おひさまキッズ	つくしくらぶ	あそぼう会
回数	年22回	年12回 (言語聴覚士6回・ 臨床発達心理士6回)	年11回	年12回	年4回
時間帯	13:30~15:30	言語聴覚士 (10時~11時45分、 13時~15時15分) 臨床発達心理士 (13時30分~16時)	13時30分 ~15時30分	13時30分 ~15時30分	15時30分 ~16時30分
スタッフ	保健師、保育士、公認 心理師、臨床心理士、 言語聴覚士、療育指導 支援員、特別支援校教 員、医師	保健師、保育士、臨 床発達心理士・言語 聴覚士	保健師、保育士、管理 栄養士、臨床発達心理 士、言語聴覚士、教育 委員会、作業療法士	保健師 臨床発達心理士 言語聴覚士	夷隅特別支援学校教員
内容	集団遊び、自由遊び	個別相談、自由遊び	自由遊び、個別相談（ 臨床発達心理士、言語 聴覚士、就学、作業療 法士）	自由遊び、個別相談 （臨床発達心理士、 言語聴覚士）	自由遊び、個別相談
備考	他に乳幼児発達相談 会（かるがも相談） を実施	言語聴覚士（偶数月）： 相談時間45分 臨床発達心理士（奇数 月）：相談時間30分		他に「乳幼児相談」 を月1回、子育て支援 センターで実施	いすみ市のこあらくらぶに スタッフ協力

※感染症等により中止の場合がありますので、事前に確認してください。

障害児通所支援

- 児童福祉法に定められています。主なサービスは以下の通りです。
- 利用したいサービスを選び、保護者の居住地の市町へ申請を行います。
- 障害児相談支援事業所と相談しながら、利用計画を作成したうえで、サービスを利用していきます。**

◆主なサービスの種類

※ここに掲載していないサービスもあります

障害児相談支援	障害児通所支援サービス利用者全員	児童通所支援を利用するために必要な利用計画の作成等を行います。
児童発達支援	未就学児	日常生活における基本動作の知識や技能の指導、集団生活への適応訓練等の療育を行います。
放課後等デイサービス	就学児	放課後や夏休み等に生活能力の向上のための訓練を行い、児童の自立を促します。
保育所等訪問支援	未就学児・就学児	療育の専門家が、保育所や学校等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。



障害福祉サービス

○障害者総合支援法に定められています。介護給付と訓練等給付があり、主なサービスは以下の通りです。

○利用したいサービスを選び、居住地の市町へ申請します。

○相談支援事業所と相談しながら、利用計画を作成したうえで、サービスを利用していきます。

◆主なサービスの種類

※ここに掲載していないサービスもあります

計画相談支援	障害福祉サービスを利用するために必要な利用計画の作成等を行います。	
居宅介護	身体介護	自宅で、入浴、排泄、食事等の介護を行います。
	家事援助	自宅で、調理、洗濯、買い物等を行います。
自立訓練（生活訓練）	地域生活を営む上で、生活能力の維持、向上等のため、障害者支援施設、もしくは障害福祉サービス事業所、または障害のある方の自宅（居宅）に訪問をし、食事や家事、入浴や排せつ等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談および助言などの支援を行います。	
施設入所	障害者支援施設などに入所する障害のある方に対して、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談・助言、その他、身体能力もしくは生活能力の向上の為に支援を行います。	
短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で入浴、排泄、食事などの介護を行います。	
生活介護	昼間に、入浴、排泄、食事の介護等を行い、創作活動または生産活動の機会を提供します。	
就労移行支援	一般企業への就労を希望する方に、原則2年（最長3年）、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	
就労継続支援A型	一般企業での就労が困難な方で、雇用契約に基づく就労が可能である方と雇用契約を結び、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上・維持のために必要な訓練を行います。	
就労継続支援B型	一般企業での就労が困難な方に、一定期間、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上・維持のために必要な訓練を行います。	
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した方に、生活リズム、家計や体調管理などに向けた、必要な連絡調整や指導・助言などを行います。	
共同生活援助（グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。 住居のスタイルや食事の提供等はグループホームにより異なります。	
自立生活援助	障害者施設やグループホームなどを利用していた方が、一人暮らしを希望するときに、定期的に訪問するなどして、生活に必要な助言や医療機関などとの連絡調整を行います。	

地域生活支援事業

- 障害のある方が自立した日常生活を営むことができるよう、市町村が主体となって提供するサービスです。
- 利用の際は、必ず事前の申請が必要です。
- 対象者や自己負担額等、サービスの詳細は、市町村によって異なります。

◆主なサービスの種類

※ここに掲載していないサービスもあります

訪問入浴	居宅に訪問入浴車を派遣して、入浴の機会を提供します。
日中一時支援	障害のある方等を、障害者支援施設等で一時的に預かり、見守り等の支援を行います。
移動支援	社会生活上必要不可欠な外出や、余暇活動等社会参加のための外出時における移動中の介護を行います。 通院のための利用はできません。
日常生活用具の支給	○障害等のある方の日常生活が円滑に行われるための用具を給付します。 ○利用の際は、必ず事前の申請が必要です。 ○給付種目については、各市町にお問い合わせください。

補装具費の支給

- 身体障害のある方、難病の方が円滑な日常生活を送ることや就労等の社会参加を目的に、損なわれた身体機能を補完・代替する用具費を支給します。
- 利用の際は、必ず事前の申請が必要です。

◆主な補装具

障害種別	種目
視覚障害	盲人安全杖、義眼、眼鏡
聴覚障害	補聴器
肢体不自由	車椅子、電動車椅子、装具、義足、義手、歩行補助杖

福祉サービスを利用するまでの流れ



相談

住所のある障害福祉担当課又は、
相談支援事業所の相談支援員に相談します。

申請

住所のある障害福祉担当課に申請します

調査

障害の状況について調査が行われます

18歳未満の場合

18歳以上の場合

審査

聞き取り調査の結果をもとに、
障害支援区分が決められます

審査

調査の結果をもとに、審査会で審査・判定
が行われ障害支援区分が決められます

決定

相談支援事業者により、[利用計画案]が作成されます
市町はそれらを踏まえて支給決定を行い、受給者証を交付します
※受給者証…障害福祉サービスの支給決定内容が記載してある手帳

契約

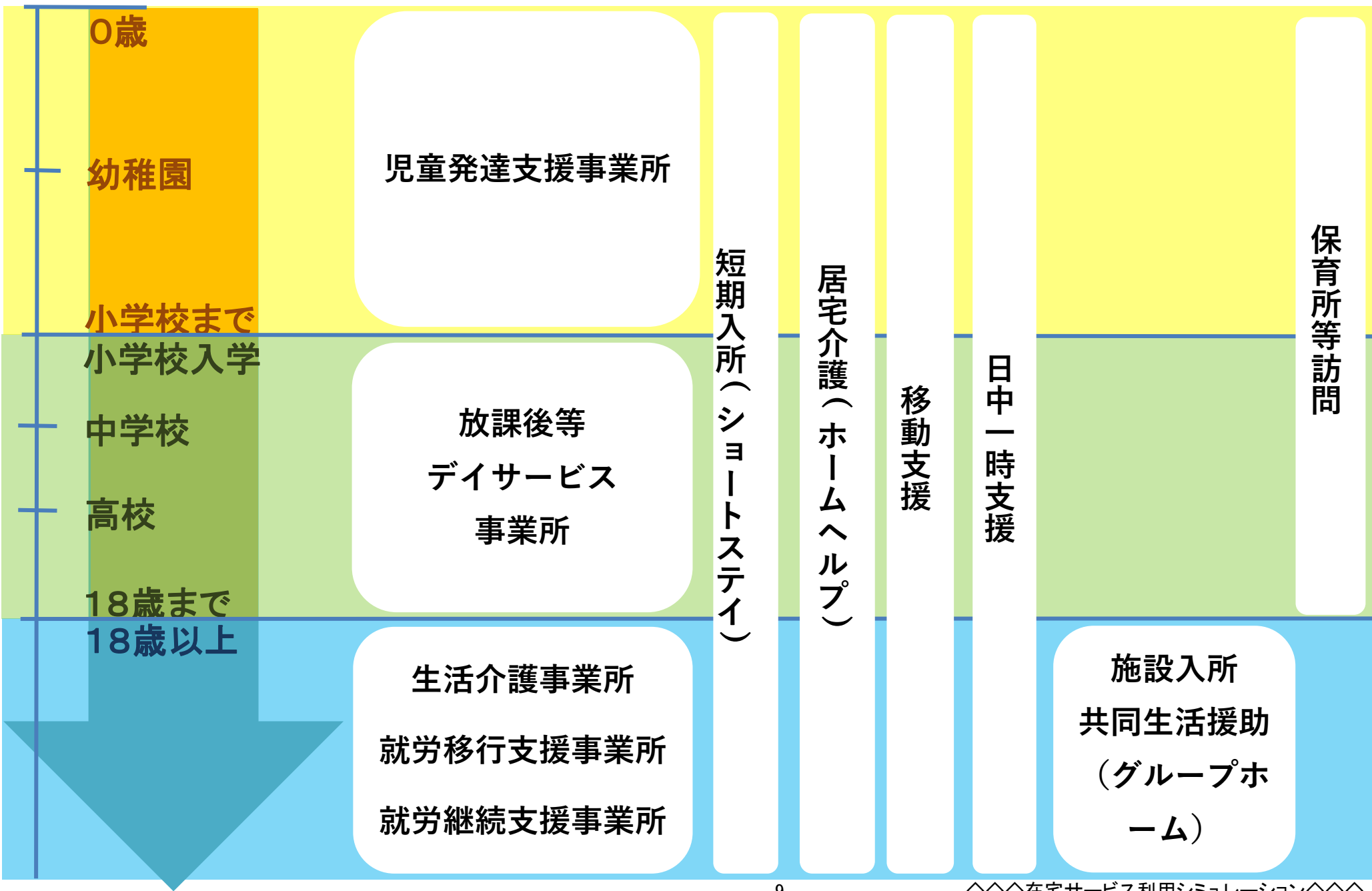
支給決定したらサービスを利用したい事業所を
選択して、サービス利用に関する契約を結びます


利用

受給者証を提示して、サービスを利用します
一定期間ごとにモニタリング(利用計画の見直し)が行われます




在宅サービス 利用シミュレーション





事業所と提供サービス一覧



【事業所と提供サービスの見方】

- 原則として、夷隅圏域内に居住している児童が利用している事業所等を掲載しています。
- 障害福祉サービスについては、18歳以上のみが利用できるサービス・事業所であっても、夷隅圏域内に所在する事業所であれば掲載しています。
- 地域生活支援事業については、実際に夷隅圏域で利用している児童がいなくても、夷隅圏域内の各市町が契約しており、児童の受け入れが可能であれば、所在地が夷隅圏域外であっても事業所を掲載しています。そのため、事業所が他のサービスを実施していても、地域生活支援事業のみの掲載である場合があります。
- 事業所等は、所在地別に掲載しています。
- 各事業所等が提供しているサービスをマーク(☆、◇、○)で表記していますので、条件に合った事業所をお探しください。

法人名	事業所名	事業所 所在地	電話番号	療育相談	リハビリテーション	地域生活支援事業			障害児・計画相談支援	障害児通所支援			障害福祉サービス									
						訪問入浴	日中一時支援	移動支援		児童発達支援	放課後等デイサービス	保育所等訪問支援	居宅介護	施設入所	短期入所	(グループホーム) 共同生活援助	就労移行支援	就労継続支援(B型)	生活介護	自立生活援助	就労定着援助	
行政へ申請・相談が必要	行政へ申請・相談が必要			○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	住民登録のある市役所・町役場			◆																		
医療法人白百合会	いすみ地域活動支援センター レインボー	夷隅郡大多喜町上原786	0470-82-2220						◆													●
一般社団法人 こども未来共生会	こども発達支援センター 相談支援事業所 そらいろ	夷隅郡大多喜町 下大多喜598	0470-82-3422	★					◆	★	★	★										
医療法人白百合会	グループホームしらゆり	夷隅郡大多喜町 上原786-3	0470-82-2572												●							
特定非営利活動法人 上総小農苑	めぐり	夷隅郡大多喜町 西部田639-1	0470-82-2366																		●	●
社会福祉法人うぐいす会	福祉施設 風の村	夷隅郡大多喜町横山2377	0470-82-4988				●		◆												●	
セントケア千葉株式会社	セントケア 大多喜	夷隅郡大多喜町 横山612-1	0470-80-1010			●																
株式会社 ヤックスケアサービス	ヤックスヘルパーステーション 御宿	夷隅郡御宿町浜1699-1	0470-60-3165									◆										
特定非営利活動法人 ひなたぼっこ	特定非営利活動法人 指定特定相談支援事業所 ひなたぼっこ	いすみ市大原10033-1	0470-64-6155				◆	◆	◆													
社会福祉法人土穂会	相談支援事業所 ピア宮敷	いすみ市岬町岩熊138-10	0470-87-9631				◆		◆				●	●							●	
社会福祉法人つばさ	計画相談事業所 いすみあかね園	いすみ市山田5901	0470-66-0600				◆		◆												●	
特定非営利活動法人 つどい	つどい	いすみ市楽町63-1	0470-64-6620	★			◆			★											◆	
特定非営利活動法人 つどい	相談支援センターつむぎ	いすみ市楽町63-1	0470-64-6610						◆													

法人名	事業所名	事業所 所在地	電話番号	療育相談	リハビリテーション	地域生活支援事業			障害児・計画相談支援	障害児通所支援			障害福祉サービス													
						訪問入浴	日中一時支援	移動支援		児童発達支援	放課後等デイサービス	保育所等訪問支援	居宅介護	施設入所	短期入所	(グループホーム) 共同生活援助	就労移行支援	就労継続支援(B型)	生活介護	自立生活援助	就労定着援助					
有限会社アリブ・モア	小福	いすみ市岬町東中滝648-1	0470-62-5777												●											
有限会社アリブ・モア	小福Ⅱ	いすみ市岬町東中滝648-6	0470-62-5777												●											
株式会社 ケイ・ティ・サービス	リンクスヘルパーステーション いすみ	いすみ市日在1560-1	0470-64-6071										◆													
一般社団法人peace&piece	ぴ〜す	いすみ市深堀1602-8	0470-63-0009																							
株式会社Kana Yell	にじ色のドア	いすみ市岬町江場土1954-1	0470-62-5793																							
株式会社ニチイ学館	ニチイケアセンターいすみ	いすみ市弥正178	0470-80-4171										◆													
社会福祉法人つばさ	共生ホームたけんこ	いすみ市山田5897	0470-66-2313												◆		●									
社会福祉法人つばさ	ほたるの家	いすみ市山田5905	0470-66-0040														●									
社会福祉法人つばさ	里山の家	いすみ市山田7063-1	0470-66-0002														●									
シュナイザー合同会社	グループホームきづき	いすみ市国府台265-8	0470-64-4667														●									
合同会社あゆみ	海to太陽 岬ハウス	いすみ市岬町椎木450-1	0470-67-5661														●									
社会福祉法人 いちょうの里	みずほ学園 相談支援事業所 みずほ	勝浦市 大森上植野入会地13-2	0470-76-4321														●		●					●		
社会福祉法人 いちょうの里	ケアホームこんた	勝浦市 大森上植野入会地12-3	0470-76-4321														●									
株式会社 愛の風	愛の風 勝浦営業所	勝浦市小松野107-6	0470-70-6161														●									
セントケア千葉 株式会社	セントケア 勝浦	勝浦市沢倉160-2 MK第1ビル2階	0470-73-1014														◆									
株式会社ニチイ学館	ニチイケアセンター勝浦	勝浦市出水 1212-1関ビル2階	0470-70-1930														●									
亀田産業株式会社	亀田ホームケアサービス勝浦	勝浦市墨名651-2MK第2ビル5階 亀田訪問看護ステーション内	0470-70-1214														◆									
社会福祉法人知心会	就労支援施設かけはし	勝浦市墨名598-5	0470-62-5811																					●	●	
よしもん株式会社JAPAN	ショートステイ スマイルポッケ	勝浦市植野墨名707	0470-62-5962														●	●								
特定非営利活動法人 障害者支援ユーアイ会	樹の実の郷かつら	勝浦市松部782	0470-76-2537														◆									



付 録



障害児(者)歯科診療一次受け入れ協力歯科診療所(夷隅管内)

令和5年9月現在

No	診療所名	電話番号	院長名	郵便番号	住所	診察時間	休診日
1	磯野歯科医院	0470-73-5323	磯野 武	299-5225	勝浦市墨名565-59	8:30~12:00、13:30~18:00	水曜、日曜、祝日
2	医療法人社団千寿会 勝浦総合歯科クリニック	0470-73-8241	本間 輝章	299-5231	勝浦市沢倉140-26	10:00~13:00、14:00~18:00	水曜、日曜、祝日
3	医療法人社団 なかやち歯科医院	0470-73-3781	中谷地 徹	299-5225	勝浦市墨名704-2	月~水、金、土)9:00~12:00、14:00~18:00 木)9:00~12:00 月、水、金)18:30~20:00	木曜午後、日曜 祝日
4	福永歯科医院	0470-73-0350	磯貝 祥子	299-5225	勝浦市墨名801	8:30~12:00、14:00~17:30	木曜、日曜、祝日
5	いすみ・森の歯医者さん	0470-62-4182	吉野 正彦	298-0012	いすみ市小沢191	月)8:30~18:00 日・火・水)9:00~18:00 木・金・土)9:00~20:00	祝日
6	杏春堂歯科医院	0470-86-6480	小高杏子	298-0123	いすみ市荻谷127-2	火~金)9:00~18:00 土)9:00~14:00	月曜、日曜、祝日
7	医療法人社団 小守歯科	0470-63-0005	小守 英一	298-0002	いすみ市日在2454-4	8:30~12:00、14:00~17:00	水曜、日曜、祝日
8	医療法人社団千寿会 ちはら歯科医院	0470-62-1555	本間 輝章	298-0004	いすみ市大原7680-4	10:00~13:00、14:00~18:00	木曜、日曜、祝日
9	医療法人社団創和会 片倉歯科夷隅診療所	0470-80-5555	片倉 政子	298-0123	いすみ市荻谷1129-2	月~土)8:00~19:00 木)8:00~17:30	日曜、祝日
10	草壁歯科クリニック	0470-63-2511	草壁 英子	298-0004	いすみ市大原9359-7	月・火・金・土)8:30~12:30、14:00~18:00 水)8:30~12:30、14:30~18:00	木曜、日曜、祝日
11	はんだ歯科医院	0470-62-6578	半田 勝利	299-4612	いすみ市岬町江場土4311	9:00~13:00、15:00~19:00	水曜、日曜、祝日
12	さとう歯科医院	0470-82-2884	佐藤 慎一	298-0214	夷隅郡大多喜町新丁99	9:00~13:00、15:00~18:30	木曜、日曜、祝日
13	吉野歯科医院	0470-68-2756	吉野 敏明	299-5103	夷隅郡御宿町新町748	8:30~12:30、14:00~19:00 (木)14:00~17:30 (土)14:00~17:00	木曜午前、日曜、祝 日

◇◇◇障害児(者)歯科診療一次受け入れ協力歯科診療所(夷隅管内)◇◇◇

訪問歯科登録医院名簿(夷隅管内)

令和5年9月現在

No	診療所名	電話番号	FAX番号	住所	電話対応時間	訪問PR	休診日
1	磯野歯科医院	0470-73-5323	0470-73-7483	勝浦市墨名565-59	8:30~18:00	義歯の新製、調整	木曜、日曜、祝日
2	医療法人社団千寿会 勝浦総合歯科クリニック	0470-73-8241	0470-73-8241	勝浦市沢倉140-26	9:30~13:00、 14:00~16:00	通院が困難な方へ治療及び口腔ケア等のお口サポートをさせていただきます。完全予約制です。お電話でお気軽にご相談ください。	水曜、日曜、祝日
3	医療法人社団 なかやち歯科医院	0470-73-3781	0470-73-4564	勝浦市墨名704-2	9:00~12:00 14:30~18:00	応急対応、義歯の修理、調整。歯科衛生士帯同可。	木曜、日曜、祝日
4	福永歯科医院	0470-73-0350	0470-73-0373	勝浦市墨名801		応急的な鎮痛処置、義歯調整、修理、作成	木曜、日曜、祝日
5	杏春堂歯科医院	0470-86-6480	0470-86-6488	いすみ市荻谷127-2	火~金) 8:45~18:15 土) 8:45~14:00	出張費や交通費はかかりません。おひとりで通院が困難な方が対象です。治療費用は医療保険の適用となります。	月曜、日曜、祝日
6	医療法人社団千寿会 ちはら歯科医院	0470-62-1555	0470-62-5101	いすみ市大原7680-4	9:30~13:00、 14:00~16:00	通院が困難な方へ治療及び口腔ケア等のお口サポートをさせていただきます。完全予約制です。お電話でお気軽にご相談ください。	木曜、日曜、祝日
7	医療法人社団創和会 片倉歯科夷隅診療所	0470-80-5555	0470-80-5556	いすみ市荻谷1129-2	月~土)8:00~19:00 木)8:00~17:30	通院が難しい方、対応させていただきます。まずはご相談ください。	日曜、祝日
8	草壁歯科クリニック	0470-63-2511	0470-63-2564	いすみ市大原9359-7	診察時間内	内容は応急の対応が中心、義歯の修理・作成等。	木曜、日曜、祝日
9	ジツカタ歯科医院	0470-63-0070	0470-63-0600	いすみ市大原8432-1	9:00~18:00		木曜、日曜、祝日
10	白井歯科医院	0470-62-0933	0470-62-0933	いすみ市大原9288	9:00~18:00	訪問診療は基本的に水曜日の午前中に行っております。訪問チームでポータブルユニットで伺いますので、ほとんどの治療はまかなえます。	木曜、日曜、祝日
11	吉田歯科医院	0470-87-5213	0470-87-7919	いすみ市岬町長者221	9:00~18:00 (但し、土曜は17時まで)	軽度の嚥下障害者に対する指導可。歯科衛生士帯同可。	木曜、日曜、祝日
12	さとう歯科医院	0470-82-2884	0470-82-1088	夷隅郡大多喜町新丁99	9:00~19:00	現在は施設の訪問診療を中心に対応しております。個人の場合は御相談下さい。	木曜、日曜、祝日
13	若菜歯科医院	0470-82-2918	0470-82-2918	夷隅郡大多喜町大多喜248	8:30~13:00 14:00~18:30		木曜午後、日曜、祝日
14	岩瀬歯科医院	0470-68-2104	0470-68-5712	夷隅郡御宿町新町107-1	9:00~18:00	義歯、修理、新製、ポータブルユニットあり、虫歯、歯周炎の治療もできます。	木曜、日曜、祝日
15	吉野歯科医院	0470-68-2756	0470-68-2756	夷隅郡御宿町新町748	8:30~12:30、 14:00~19:00 (木)14:00~17:30 (土)14:00~17:00	診療室と同じ治療を行えるようポータブルユニットを持って訪問します。個人のお宅、施設全て対応できます。安心してご連絡下さい。	木曜午前、日曜、祝日

小児慢性特定疾病医療費助成制度

○小児慢性特定疾病児童等の健全育成の観点から、小児慢性特定疾病医療支援に係る医療費の一部を助成し、小児慢性特定疾病児童家庭の医療費の負担の軽減を図ります

管轄	担当課	所在地	電話
千葉県夷隅健康福祉センター（保健所）	地域保健福祉課	勝浦市出水1224	0470-73-0145

■対象者

18歳未満の児童（継続申請者は20歳の誕生日の前日まで）

■対象疾患

16疾患群（788疾患）

悪性新生物、慢性腎疾患、慢性呼吸器疾患、慢性心疾患、内分泌疾患、膠原病、糖尿病、先天性代謝異常、血液疾患、免疫疾患、神経・筋疾患、慢性消化器疾患、染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群、皮膚疾患群、骨系統疾患、脈管系疾患

*具体的な疾患名については、夷隅健康福祉センター地域保健福祉課までお問い合わせいただくか、

「小児慢性特定疾病情報センター」のホームページを御確認下さい*

■申請方法

必要な書類をそろえて、居住地の健康福祉センター(保健所)に提出します。


千葉県で審査し、承認されれば受給者証が交付されます。

*必要な書類は、夷隅健康福祉センター地域保健福祉課までお問い合わせいただくか、

千葉県ホームページ「小児慢性特定疾病医療費助成制度申請様式」を御確認下さい*

お気軽にご相談
ください！！





その他の相談窓口



■18歳までの総合相談

子山こども家庭支援センター

いすみ市深堀689-1 電話0470-63-1919

■福祉の総合相談

中核地域生活支援センター夷隅ひなた


いすみ市大原8927-2 電話0470-60-9123 FAX0470-60-9124

メモ

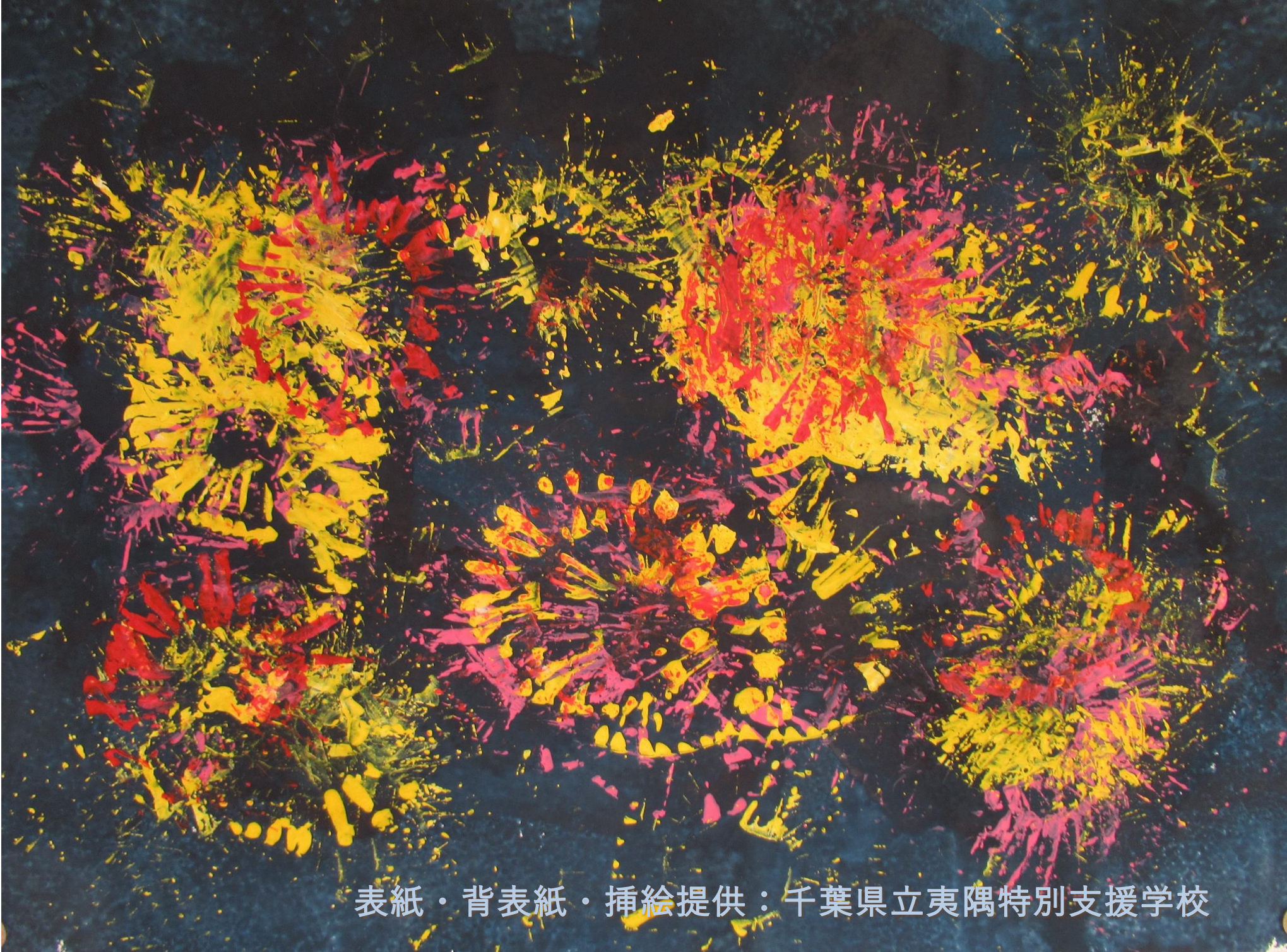




メモ



メモ



表紙・背表紙・挿絵提供：千葉県立夷隅特別支援学校

